

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇緊急経済対策について

政府は5月29日経済対策関係会議を開催し、「緊急経済対策」を決定した。その概要は以下のとおり。

#### I 公共事業等

##### 1. 公共事業等の施行促進

昭和62年度の公共事業等については、上半期末における契約済額の割合が全体として過去最高を上回る80%以上となることを目指して、可能な限り、施行の促進を図る。

##### 2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額5兆円の事業規模を確保する。

- (1) 一般公共事業については、日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用を図りつつ、事業費2兆4,500億円を追加する。
- (2) 災害復旧事業費を4,500億円追加する。
- (3) 教育、研究開発等の施設費を3,500億円追加する。
- (4) 日本道路公団等の事業費を2,500億円追加する。
- (5) 地方単独事業については、追加財政措置8,000億円を含め、その円滑な施行を期待する。このため、道路、河川等の追加事業に対し起債充当率の引上げを行うほか、不況地域等の経済活性化に資するため、地方債による特別の配慮を行う。
- (6) 住宅金融公庫について事業規模7,000億円(貸付戸数増25千戸等)の追加を行う。

#### II 減 税

衆議院に設置された税制改革に関する協議機関における協議の状況を踏まえ、速やかに直間比率の見直し等税制の抜本改革の実現を図り、その一環として、昭和62年度において総額1兆円を下らない規模の所得税等の減税先行を確保する。

#### III 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、

建替え、リフォーム等を含め、さらにその促進を図る。このため、住宅金融公庫の貸付金利引下げや融資制度拡充等の措置を講ずる。

#### IV 地域活性化の推進

地域の特性を活かした産業の振興・体質強化、地域住民の生活の質の向上等を図るため、地域産業基盤の整備や土地信託の一層の活用等の措置を推進する。

#### V 民間活力の活用等

##### 1. 民間活力の活用

民間活力を最大限に活用して内需の拡大を図るとともに、地域活性化を進めるため、民活法対象事業等に対する助成の拡充や都市再開発等の推進などを実施する。その際、日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用する。

##### 2. 設備投資減税

税制改革の実現を図り、民間の研究開発等内需指向型の設備投資を促進するための減税を行う。

#### VI 中小企業対策等の推進

中小企業の構造転換等を支援するため、特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく「特定地域」の追加指定、政策金利の引下げ、特定地域中小企業特別融資、中小企業国際経済調整対策等特別貸付について期間の延長および規模の追加等、中小企業対策を拡充する。また、金属鉱業について、金属鉱業経営安定化融資の融資対象事業の拡充等を行う。

#### VII 雇用対策の充実等

「30万人雇用開発プログラム」の着実な実施、各種助成金制度の改善等雇用対策を充実するとともに、週休2日制の普及等労働時間の短縮を図る。

#### VIII 円高差益の還元等

1. 公共料金等については可能な限りその引下げに努める。
2. その他一般商品についても、主要輸入消費財の価格動向等の情報提供などを通じ、国民が円高メリットを享受しうるような環境整備に努める。

#### IX 金融政策の機動的運営等

1. 内外経済動向および国際通貨情勢を注視しつつ、金

融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

2. 資金運用部の預託金利の引下げを行い、政策金利を引下げる。
3. 民間金融機関等に対し、消費者ニーズの多様化に即応した新商品の開発を要請するなど消費者金融の拡充等を図る。

#### X 輸入の拡大、市場アクセスの改善等

1. 総額10億ドル規模の政府調達による追加的な外国製品の輸入を行う。
2. 政府調達手続の改善を図るとともに、外国供給者等の業者資格登録の拡大などを図る。
3. 日本輸出入銀行の製品輸入金融を拡充し、金利の引下げおよび貸付期間の延長を行う。
4. 引続き民間における一層の製品輸入拡大努力を要請し、随時フォローアップを行う。
5. 「アクション・プログラム」(昭和60年7月決定)を推進する。
6. 金利の自由化、短期金融市場の拡充、外国金融機関のわが国市場へのアクセス改善等を積極的に推進し、わが国金融・資本市場の自由化・国際化を図る。
7. 海外旅行者の携帯品免税金額枠を、本年7月1日から、2倍の20万円に引上げる。

#### XI 国際社会への貢献

1. 政府開発援助の第3次中期目標については、極力その早期達成を図ることとし、少なくとも7年倍増目標の2年繰上げを実施し、65年のODA実績を76億ドル以上とする。また、援助実施体制の拡充を図る。
2. 開発途上国(とくに債務国)に対する資金還流を促進するため、今後3年間で新たに200億ドル以上の完全にアンタイドの資金を国際開発金融機関への拠出等や日本輸出入銀行、海外経済協力基金および民間資金の動員により還流させる。
3. 開発途上国に対するわが国の技術移転を一層促進するため、民間活力の活用も加え、専門家派遣事業等技術協力を抜本的に拡充する。また、内外の研究機関を活用する国際研究開発協力を拡充する。
4. アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては特別の配慮が必要となってきていることを踏まえ、3か年で5億ドル程度のノンプロジェクト無償援助の実施を含め、贈与の拡大や債務救済等積極的な支援策を講じる。

#### ◇国内CP市場の具体案について

金融制度調査会、証券取引審議会は5月20日、以下の

ようなCP市場の具体案を了承した。

#### 1. 基本的枠組み

- (1) CPの法的性格を手形として構成し、現行法制の枠内で処理する。
- (2) CPの取扱業者は金融機関、証券会社とする。

#### 2. 取扱要領

##### (1) CPの商品設計

- イ. 基本的位置づけは、優良企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行うための手段とする。
- ロ. 法的性格は約束手形とする。
- ハ. 期間は、1か月以上6か月以内とする。
- ニ. 付利方式は割引方式とする。
- ホ. 額面は1億円以上とする。

##### (2) CPの発行・流通等

- イ. 発行適格企業は、無担保普通社債発行適格企業(約170社)等とし、バックアップラインの設定、または金融機関の保証を必要とする。ただし、一定の基準を充足した企業についてはバックアップラインの設定等を任意とする(バックアップラインの設定を必要としない企業数は30社プラス電力会社等10社程度を目途とする。また、格付機関の体制整備状況を踏まえ、将来格付制度への移行を考える)。
- ロ. 発行方法は販売人を通じて発行するものとする。
- ハ. 販売人は金融機関・証券会社とする。
- ニ. 販売対象は機関投資家等とする。
- ホ. 証券取引法上のディスクロージャーは不要であるが、簡易な目論見書を作成するものとする。
- ヘ. 流通は金融機関・証券会社・短資会社が取扱うこととする。

##### (3) 法制上の位置づけ

銀行法上は付随業務とし、証券取引法上は兼業承認とする。

##### (4) 市場創設後1年を経過した時点で、市場の動向を踏まえ、見直しを行う。

#### ◇金融機関等による債券の空売りの取扱いについて

大蔵省は、5月20日金融機関等が国債等のディーリング業務に関し、債券の空売りを行う場合の取扱いについて、事務連絡を發出した。その中で規定された金融機関、証券会社別の空売り残高の限度は以下のとおり。

1. 銀行は、広義自己資本の20%の範囲内(国債等の売買業務の開始日から1年を超えない期間にあっては、10%の範囲内)とする。

2. 国内証券会社は純財産額<sup>(注)</sup>の30%の範囲内とする。
3. 外国証券会社は、支店の純財産額の範囲内とする。

(注) 純財産額は、証券取引法施行令第16条第2項に規定する純財産額から社外流出(予定)額を控除した額をいい、直前営業年度末における額を基準として毎年12月1日に改定する。

#### ◆証券取引審議会証券先物特別部会報告書について

証券取引審議会(蔵相の諮問機関)は、5月20日総会を開き、証券先物特別部会(座長、蠟山昌一阪大教授)がまとめた「証券先物市場の整備について」と題する報告書を了承し、大蔵大臣に提出した。報告書の主な内容は以下のとおり。

##### 1. 証券先物市場の整備の必要性

機関投資家等を中心とする内外の幅広い投資家の株価変動等に対するリスク管理ニーズの高まりに応えるとともに、わが国資本市場を海外の主要な市場に比べ遜色のないものとするためにも、株価指数先物取引や株式、株価指数、債券およびこれらの先物にかかるオプション取引(以下「証券オプション取引」といい、株価指数先物取引と証券オプション取引を合わせて「株価指数先物取引等」という。)を早期に導入することは、わが国資本市場にとって喫緊の課題である。

##### 2. 株価指数先物取引等の導入の意義

###### (1) 株価指数先物取引

株価指数先物取引は、多数の株価を基に算出される指数を利用した先物取引であり、その導入により、効率的なヘッジ手段の提供、現物市場の機能強化、新たな投資手段の提供、資本市場の国際化の促進が可能。

###### (2) 証券オプション取引

オプション取引は価格変動リスクのヘッジ等の点で基本的には先物取引と同じような機能および経済的意義を有するが、その特有の機能として、オプションの買い手の損失はオプション料に限定されるという危険限定効果ないしは保険的機能を有し、またその利用方法は多岐にわたっている。証券オプション取引は、こうした特性を生かすことにより、機関投資家等のリスク・ヘッジ等のニーズに応えるとともに、現物市場を補完・強化するものと期待される。

##### 3. 株価指数先物取引等の及ぼす影響

###### (1) 現物市場への影響

###### イ. 発行市場および流通市場への影響

ヘッジ手段の整備により現物投資の拡大や裁定取引による現物市場の流動性向上、さらに流通市場の

拡大や引受機能の向上により発行市場にも好影響が期待できる。

###### ロ. 信用取引との関係

株価指数にかかる先物取引やオプション取引は、主として機関投資家等に利用されることが予想されるのに対して、信用取引は利用者の大半が個人なので、両市場は併存可能と考えられる。ただし、個別株式のオプション取引については、信用取引と類似する面がある。

###### (2) 価格形成への影響

現物市場の価格変動を安定化させ、裁定取引等を通じて現物価格の円滑な形成に資すると期待される。しかし、市場に厚みがない場合には、過度の投機により短期的には現物価格を攪乱するおそれがあるため、現物市場に無用の混乱が生ずることのないよう、現物・先物両市場間の総合的な管理・運営、現物市場の一層の整備等に努める必要がある。

##### 4. 株価指数先物取引等の導入のための対応

###### (1) 取引対象

###### イ. 株価指数先物取引

指数は、できるだけ広範囲の銘柄により構成され、株式市場の全体的な価格動向を反映するものであることが望ましい。

###### ロ. 証券オプション取引

証券オプション取引の種類は幅広く手当てしておく必要があるが、当面は、株価指数および債券先物を対象としたものの導入が急がれよう。なお、個別株式のオプション取引については、信用取引との関係等を踏まえ、慎重に対応する必要がある。

###### (2) 取引市場および直接参加者

###### イ. 取引市場

証券取引所が適切かつ現実的である。

###### ロ. 直接参加者

多様な取引を可能にし、市場の厚みを増すためには、幅広い参加を認めることが望ましいが、早期に導入を図る必要もあり、現物株式等の売買業務が認められている証券会社が適当である。ただし、公共債や同先物にかかるオプション取引については、公共債のディーリング業務の認可を受け、業務遂行能力ありと認められる金融機関にまで直接参加の範囲を広げることが適当である。

###### (3) 取引の利用者と留意点

###### イ. 予想される利用者

株式指数先物取引等は、投機的側面が大きいので、個人投資家の利用には慎重な対応が必要であり、利用者の中心は機関投資家になると考えられる。

#### ロ. 機関投資家等の利用にかかる留意点

証券会社等の直接参加者は、取引が過度に投機的にならないよう十分留意する必要がある。機関投資家による株価指数先物取引等の利用については、債券先物取引と同様、それぞれの業務内容や目的に応じ利用規制を行うことが考えられる。

#### (4) 投資者保護のための対応策

##### イ. 投資者保護のための方策

個人投資家に対しては、取引に関する知識の十分な普及を図り、自己責任の考え方を高めていく必要がある。同時に、相場情報等が適時、適切に開示、伝達される必要がある。

##### ロ. 過当投機防止等のための方策

過当投機防止のため、証拠金率の変更、値幅制限や建玉制限、緊急時の売買制限措置等の方策について検討が必要である。さらに、価格操作や仲介業者による顧客注文の先回り取引等不公正な取引が行われることのないよう万全の措置を講ずる必要がある。

#### 5. 終わりに

株価指数先物取引等は有価証券の売買取引に準じた取引であり、その健全な発展のために、取引の公正、投資者保護、現物市場と先物市場との間の整合的な管理・運営等が極めて重要であり、証券取引法について所要の整備を行うとともに、具体的な仕組みの検討が早期に望まれる。

#### ◇「通貨単位・貨幣発行法」の成立について

5月22日、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」が成立(63年4月1日施行)。これに伴い「貨幣法」「臨時通貨法」等は廃止されることとなるが、新法の骨子は以下のとおり。

1. 金の一定量を円と表示する規定を廃止し、円を通貨(銀行券および貨幣)の額面価格の単位として規定。
2. 500円以下の6種類の貨幣のほか、国家的記念事業として閣議の決定を経た場合には1万円、5千円および1千円の記念貨幣を発行できることとする旨規定(現行は、額面価格500円超の記念貨幣の発行は特別立法による)。
3. 政府は、製造費用が額面価格を超えるいわゆる「地

金型記念貨幣」などを販売できることとする旨規定。

4. このほか、現行「貨幣法」、「臨時通貨法」等の規定中実効性を有するものを整理・統合。

#### ◇金融機関等に対する海外金融先物取引の解禁について

大蔵省は、コルレス為銀(外国銀行等とのコルレス契約締結につき承認を受けた外国為替公認銀行)、指定証券会社、保険会社、投資委託会社に対し、5月22日から、本邦勘定による海外金融先物(同オプションを含む<以下同じ>)取引を解禁することとし、所要の省令改正を行うとともに、通達・事務連絡を发出した。本通達等により、銀行、証券会社の当該取引にかかるポジション(売建てと買建ての差額)については、以下のような規制が行われることとなった。

I 海外金融先物取引のポジション全体(取引対象ごとに計算した売建て玉残高と買建て玉残高の差の合計)について次のとおり上限を設定。

##### 1. 銀行

外貨建て資産総額の50%以内。ただし、本邦の国債等または株式にかかる海外金融先物取引のポジションについては、上記ポジションに算入しない(国内規制<sup>(注)</sup>にかかるポジションに別途算入)。

(注) 本邦の国債等および株式にかかる先物取引については、国内で取引されるものを含めてポジション規制は次のとおり。

##### (1) 債券先物取引

- イ. 商品有価証券勘定は広義自己資本の範囲内
  - ロ. 有価証券勘定は保有債券(現物)残高の50%以内
- (2) 株式先物取引は保有株式の時価総額の50%以内

##### 2. 証券会社

(1) 海外金融先物取引および株式先物取引については、合計額が純財産額の範囲内とし、上記取引のうち、海外株価指数先物・オプション取引および株式先物取引については、純財産額の40%(ただし、取引所非会員は30%)。

(2) 商品有価証券以外の有価証券のヘッジを目的とする海外金融先物取引等および株式先物取引については、保有株式の時価総額の50%以内。

II 為銀の通貨先物取引にかかるポジションについては、現行為替持高規制に含める。

#### ◇郵貯・年金資金の自主運用について

郵貯および厚生・国民年金資金による自主運用の関係法案<sup>(注)</sup>は、5月25日～27日、国会において可決成立し

## 郵貯・年金資金の自主運用の概要

	郵 貯 資 金	厚生・国民年金資金
運用主体	郵便貯金特別会計（金融自由化対策資金）	年金福祉事業団
運用資金	郵貯・年金資金とも従来どおりいったん資金運用部に全額預託したうえで、自主運用分を改めて資金運用部から借入れ。	
運用対象	①国債（政府短期証券を含む） ②地方債 ③公庫公団債 ④金融債 ⑤社債（電気・ガス、運送・電気通信等公益事業を営む資本金40億円以上の社債および資本金60億円以上の上場会社公債） ⑥政府保証債 ⑦外国債（政府・地方公共団体・国際機関・特殊法人発行債券、資本金60億円以上の上場会社社債および政府保証債）	
	⑧金融機関への預金（CD、大口定期等） ⑨元本保証のある金銭信託（貸付信託等） ⑩国債等担保貸付（10/1日から）	⑧預貯金（厚生大臣が指定したもの、大口定期等） ⑨特定金銭信託を除く金銭信託（元本保証なしも可） ⑩生命保険契約（年金福祉事業団保険等）
経理方法	・郵便貯金特別会計の中に一般勘定のほか、金融自由化対策特別勘定を設けて自主運用関係を別建て経理。	・年金福祉事業団は一般勘定のほか自主運用関連の資金確保事業勘定、年金財源強化事業勘定を設けて別建て経理。年金財源強化事業の運用収入は67年度以降厚生保険・国民年金特別会計に繰入れ。

た。これらの法律に基づく自主運用の概要は上表のとおり。

（注）「郵便貯金法の一部を改正する法律」（5月29日公布、施行）および「郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律」（6月9日公布、施行）、「年金財基整備強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律」（6月2日公布、施行）。

なお、郵貯資金については、昭和61年12月の「郵便貯金非課税制度の改定に際しての政府・自民党合意」により、①62年度の自主運用枠2兆円のうち1兆円以上を国債引受に充当すること、②63年度以降新規枠を毎年度5千億円増額（うち1/2以上は国債引受）し、66年度には4兆円に引上げることが予定されている。また、厚生・国民年金資金については、62年度財政投融资計画において62年度の自主運用枠1兆5千億円のうち資金確保事業分が5千億円、年金財源強化事業分が1兆円とすることが決定されている。

## ◇長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した（長期国債は6月1日、政府保証債、公募地方債は6月10日にそれぞれ決定）。

## 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	3.9	4.0
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	3.969	4.141
政府保証債	表面利率(%)	4.3	4.4
	発行価格(円)	99.25	99.00
	応募者利回(%)	4.408	4.545
公募地方債	表面利率(%)	4.3	4.4
	発行価格(円)	99.25	99.00
	応募者利回(%)	4.408	4.545

### ◆事業債の発行条件改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定し6月債から実施した(6月17日決定)。

#### 事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	4.5	4.6
	発行価格(円)	99.75	99.50
	応募者利回(%)	4.532	4.664

### ◆金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(5月27日発表)。

#### 利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	4.0	4.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	4.000	4.300
3年もの	表面利率(%)	3.8	4.1
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	3.800	4.100

### ◆貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、6月6日以降募集分から実施した(5月27日発表)。

#### 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年のもの	4.02	4.32

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、6月6日以降受託分から実施した(5月27日発表)。

### 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年以上のもの	3.88	4.18

### ◆長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、5月28日から実施した(5月27日発表)。

#### 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

		変更後	変更前
長期貸出最優遇金利		4.9	5.2

### ◆政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、5月30日から実施した。

#### 政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

		変更後	変更前
日本開発銀行	}	4.9	}
中小企業金融公庫			
国民金融公庫			
環境衛生金融公庫			

### ◆住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行等は住宅ローン金利を次のとおり引下げ、6月29日以降新規貸付分から実施した。

#### 住宅ローン金利

(単位・年%)

		変更後	変更前
固定金利型		6.12	6.48
変動金利型		4.9	5.5